

## 滋賀県公安委員会告示第5号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定に基づき、道路または交通の状況により道路における危険を防止するため同条に規定する実施基準による実施を必要と認める交通誘導警備業務を要する道路を次のとおり定める。

平成26年1月24日

滋賀県公安委員会 委員長 堀井とよみ

道路または交通の状況により道路における危険を防止するため警備員等の検定等に関する規則第2条に規定する実施基準による実施を必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。）の同表の当該右欄に掲げる区間において行うものとする。

路 線	区 間
国道1号	滋賀県の全域
国道8号	滋賀県の全域
国道21号	滋賀県の全域
国道161号	滋賀県の全域
国道306号	滋賀県の全域
国道307号	滋賀県の全域
国道365号	滋賀県の全域
国道367号	滋賀県の全域（ただし、国道303号との重用区間を除く。）
国道421号	滋賀県の全域
国道422号	滋賀県の全域
国道477号	滋賀県の全域
県道大津能登川長浜線	全域
県道草津伊賀線	全域
県道守山栗東線	全域
県道彦根八日市甲西線	全域
県道彦根近江八幡線	全域
県道大津守山近江八幡線	全域
県道野洲甲西線	全域
県道草津守山線	全域
県道近江八幡守山線	全域
県道栗見八日市線	全域
県道高島大津線	大津市今堅田二丁目字古家929番1地先から大津市木戸字中替戸175番4地先までの区間
県道近江八幡大津線	全域
湖南市道にごり池朝国線	全域

### 付 則

- (1) この告示は、平成26年1月24日から施行する。
- (2) 平成19年滋賀県公安委員会告示第19号（警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定に基づく同条に規定する実施基準による交通誘導警備業務を要する区間）は、廃止する。